

令和6年度 第2回 生涯学習推進協議会 会議要旨

1 開会

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議事

(1) 複合型公共施設における公民館・図書館機能について

事務局が複合型公共施設における公民館・図書館機能について説明した。

(委 員) 公民館は社会教育法第23条の規定を順守する必要がある。法を無視するのか。

(事務局) 社会教育法を無視するのではない。チケット販売や芸術活動が制約なくできるよう広げていく。

(委 員) 社会教育法の規定により、公民館では営利目的の事業はできない。複合型施設は文化ホールを併設するので有料コンサートができる。規模的に著名人のコンサートはできない。市民団体の利用がメインになる。今までとは異なり、有料コンサートができるようになる。図書館・公民館・文化ホールの外のロビーにスペースがある。その空間を使えば、ロビーコンサートや地元の特産品や芸術品の販売が可能。公民館で今までできなかつたものができるようになる。現在の公民館は老朽化し、市民が集まらなくなりアクティビティが下がった。ソフト面でこういう活動をするにはこういう機能が必要だ、そのような意見を出してはどうか。

(委 員) 和室はあるのか。

(事務局) 今のところ未定だが、必要でないかと資料に記載している。

(委 員) 京田辺はお茶のまちなので、和室を作り、茶道や煎茶の入れ方を体験できる場所が欲しい。和室があると、着物をリフォームできる教室や着付け教室ができる。高齢者や障害者はアクセスが悪いと施設に行けない。アクセスはどうなっているのか。

(事務局) 施設の内容やアクセスはまだ何も決まっていない。これから協議するので、必要だと思うことを伝える。

(委 員) 高齢者が単身で食事をするのはさみしい。一人暮らしの人がみんなで食事を楽しみながら食べる場所が欲しい。

(委 員) 社会教育法第23条の営利事業は、もっぱら営利を目的とする事業で普通のサークルが会費をとって事業をするのは、もっぱら営利を目的とする事業ではない。ゆるやかに解釈して良いのではないか。特定の事業を対象にすればよくないが、全てに開放するなら何の問

題もない。仏教講座はやっている。色々な宗教の講座をすれば、特定の宗教を優遇するわけではなくなる。社会教育法の規定をその通りに取れば何もできない。博物館は入場料を取るが営利事業ではない。複合型施設は営利で運営するから社会教育法の制約があつてはいけないというのは、ケースバイケースではないか。

(委員) 事業を行うとき、最低限の費用も取ってはいけないのか。法で許される範囲で事業を活性化すればよい。ここまでしても大丈夫というラインは行政が決めること。

(事務局) 費用の徴収は市として絶対ダメと言っているのではなく、判断が難しい。自由が利くようにと考えている。

(委員) 分館公民館に常駐の職員がいない。市も職員を派遣していない。施設よりも、職員の熱意が大切。職員を常駐させてほしい。

(事務局) 分館公民館の管理は、区・自治会が行っている。市の職員が常駐することはない。

(委員) 分館公民館に区の職員を置くのは、市の承認が必要なのか。

(委員) 興戸区や薪区は職員を雇用している。区の役員に利用を申し込んで、鍵を取りに行ってと、分館公民館は利用しづらい。立派な分館公民館でなくても、高齢者が子どもに将棋を教えるような分館公民館になって欲しい。分館公民館を開放すると危険なのかもしれないが、できるだけ自由に使えるようになって欲しい。

(事務局) 分館公民館が居場所になるようにしたい。検討を始めたばかりで模索している。

(委員) 興戸区や薪区は裕福な区なので職員を雇うことができるが、地域によって事情が違う。分館公民館に職員を置くかは区長次第ではないか。

(委員) 複合型施設では、広い敷地に公民館と図書館がある。公民館では営利事業はできない。どう住み分けるのか。

(事務局) 公民館に縛られると営利事業は難しいので、縛りを外す方向で考えている。

(委員) 学校帰りに午後9時ごろまで自習できる場所が欲しい。人口の割に図書の冊数が少ないのでないのではないか。今、図書館で具体的に決まっていることがあれば教えて欲しい。

(事務局) 現状、図書館に自習室はない。近年、滞在型の本を借りるだけでなく、借りて楽しく過ごすことができる図書館が増えている。見やすい図書展示をして本との出会いを作ることが大切。蔵書も増やす努力はしていきたい。開館時間等のニーズに応えようと思えば、直営は難しい。

(2) 生涯学習関係事業について

事務局が生涯学習関係事業について説明した。

- (委 員) 生涯学習推進協力員はどのように募集しているのか。分館公民館の職員がなっているのか。
- (事務局) 区・自治会やまちづくり協議会から推薦してもらっており、分館公民館の職員がなるのではない。
- (委 員) 生涯学習推進協力員を分館公民館の職員に位置づけ、それに報酬を1、2万円で良いから出してはどうか。職員がいれば、いつでも分館公民館に行ける。ぜひお願ひしたい。
- (委 員) 生涯学習推進協力員にどうしたらなれるのか。広報で募集するにしても何をする人かわからない。良いと思う人になってもらい、分館公民館の管理をしてもらってはどうか。
- (委 員) 人材バンクのパンフレットが北部住民センターに置いてあったが、生涯学習推進協力員と人材バンクの違いは何か。生涯学習推進協力員は区・自治会から推薦してもらうより、やる気のある人にやってもらいたい。
- (事務局) 生涯学習推進協力員は、地域の生涯学習を中心となって行う人。人材バンクは、指導者として5人以上の団体に教えてくれる人。生涯学習推進協力員は、区・自治会で認められた人になってもらうことを想定している。

5 閉会